

## 基準 2 教育研究組織

### (1) 観点ごとの分析

**観点 2-1-①：** 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

#### 【観点到係る状況】

学部については、山梨大学学則第 1 条において教育研究上の目的を定めており、この目的を達成するため、第 2 条において 4 学部 13 学科 2 課程を置くとともに、各学部、学科及び課程の目的等を定め、教育研究活動を行っている（資料 2-1-①-1、前掲資料 1-1-①-3）。

資料 2-1-①-1 山梨大学学則(抜粋)

○山梨大学学則	
(学部等)	
第 2 条 本学に、次の学部及び課程・学科を置く。	
教育人間科学部	学校教育課程 生涯学習課程
医学部	医学科 看護学科
工学部	機械工学科 電気電子工学科 コンピュータ理工学科 情報メカトロニクス工学科 土木環境工学科 応用化学科 先端材料理工学科
生命環境学部	生命工学科 地域食物科学科 環境科学科 地域社会システム学科

(出典:山梨大学学則)

#### 【分析結果とその根拠理由】

本学は、平成 24 年度に教育人間科学部、工学部を改組するとともに、地域社会の持続的繁栄に貢献できる農学系、社会科学系人材を養成する生命環境学部を新設し 4 学部からなる大学となった。学則において広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命として定め、それぞれの学部等においては、「理念・目的」、「教育目標」を定め、適切な学科、課程を設置し、教育研究を行っている。

以上のことから、学部及び学科の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

**観点 2-1-②：** 教養教育の体制が適切に整備されているか。

#### 【観点到係る状況】

本学の教養教育である全学共通教育科目は、山梨大学全学共通教育科目等履修規程に基づき（資料 2-1-②-1）、人間形成科目、語学教育科目、教養教育科目、自発的教養科目の 4 つの部門に区分して編成し、全学出動方式による全教員協力体制のもと学長、理事を含む全学の教員のほか、多様な知識と経験を有する非常勤講師によ

り行われている。

全学共通教育科目の企画、運営及び改善は、教学担当理事、各部長、各学部の評議員、教務委員長等から構成される全学共通教育科目委員会が担当し、併せて各学部との連絡調整を行うなど連携を図って行っている(資料 2-1-②-2)。

関連する分野の開講授業科目の設定、授業時間割編成、シラバスの作成、ガイダンスの実施のほか、履修申告、クラス編成、授業の実施等は、全学共通教育科目委員会の下に設置した人間形成科目部会、語学教育科目部会、教養教育科目部会、自発的教養科目部会が担当している(資料 2-1-②-3)。また、大学教育研究開発センターでは(資料 2-1-②-4)、全学共通教育科目の研究、企画立案、実施を支援するとともに、教育活動の点検評価、教育に係るデータの収集や分析、教員の教育力向上のための授業方法の開発や授業支援を行っており、教養教育実施のため連携体制を整えている(別添資料 2-1-②-I)。さらに、大学教育の基本方針、教養教育・専門教育の連携など全学的な教育に係る重要な事項に関しては、大学教育委員会において審議することとしている(資料 2-1-②-5)。

#### 資料 2-1-②-1 山梨大学全学共通教育科目等履修規程(抜粋)

<p>○山梨大学全学共通教育科目等履修規程</p> <p>第1条 この規程は、山梨大学学則(平成16年4月1日制定。)第22条の規定に基づき、全学共通教育科目及び教職に関する科目(学部において開設するものを除く。以下「全学教育科目等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(全学共通教育科目の区分)</p> <p>第2条 全学共通教育科目は、以下のとおり区分して開設する。</p> <p>人間形成科目部門 語学教育科目部門 教養教育科目部門 自発的教養科目部門</p>
---

(出典:山梨大学全学共通教育科目等履修規程)

#### 資料 2-1-②-2 山梨大学全学共通教育科目委員会規程(抜粋)

<p>○山梨大学全学共通教育科目委員会規程</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 山梨大学に、全学共通教育科目の適正かつ円滑な運営及び教養教育の改善を検討するため、山梨大学全学共通教育科目委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 全学共通教育科目に係る授業科目、授業時間割、シラバス、ガイダンス、履修申告、クラス編成及び授業の実施等に関する事項</p> <p>(2) 全学共通教育科目に係る授業担当教員に関する事項</p> <p>(3) 全学共通教育科目に関する学内の連絡調整に関する事項</p> <p>(4) 教養教育の中期的な教育方法及び教育内容の見直し・改善に関する事項</p> <p>(5) その他全学共通教育科目に関し必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 理事(教学担当)(以下「理事」という。)</p> <p>(2) 評議員4人(各学部1人)</p> <p>(3) 大学教育研究開発センター専任教員1人</p> <p>(4) 各学部の教務に関する委員会の委員長又はこれに準ずる者</p> <p>(5) 第7条に規定する各部会の部長及び副部長</p> <p>(6) 教学支援部長</p> <p>(7) その他委員会が必要と認めた者</p> <p>(部会)</p> <p>第7条 第2条に規定する事項を処理するため、委員会に次の各号に掲げる部会を置く。</p> <p>(1) 人間形成科目部会</p> <p>(2) 語学教育科目部会</p> <p>(3) 教養教育科目部会</p> <p>(4) 自発的教養科目部会</p> <p>(5) 電算処理部会</p>
--

(出典:山梨大学全学共通教育科目委員会規程)

## 資料 2-1-②-3 全学共通教育科目委員会に置く部会に関する要項(抜粋)

○全学共通教育科目委員会に置く部会に関する要項

(任務)

第2条 委員会規程第7条第1項第1号から第5号に掲げる部会は、それぞれ当該科目部門における次に掲げる業務を行う。

- (1) 開講授業科目の設定
- (2) 授業時間割枠の編成
- (3) シラバスの作成
- (4) ガイダンスの実施
- (5) その他全学共通教育科目に関し、部会が必要と認める事項

2 委員会規程第7条第1項第6号に掲げる部会は、履修申告・クラス編成の電算処理を行う。

(組織)

第3条 各部会は、次の委員をもって組織する。

人間形成科目部会各学部から選出された教員各1人以上

基礎科目部会各学部から選出された教員各1人以上

語学教育科目部会各学部から選出された教員各1人以上

教養教育科目部会各学部から選出された教員各1人以上

自発的教養科目部会各学部から選出された教員各1人以上

電算処理部会各学部から選出された教員各1人以上

教務電算事務担当者1人

(出典: 全学共通教育科目委員会に置く部会に関する要項)

## 資料 2-1-②-4 山梨大学大学教育研究開発センター規程(抜粋)

○山梨大学大学教育研究開発センター規程

(目的)

第2条 センターは、山梨大学(以下「本学」という。)における大学教育の質を確保し、教員の教育力の向上を図るため、大学教育に関する研究・開発を行うとともに、教養教育の実施を支援することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに次の部門を置く。

- (1) 全学共通教育部門
- (2) 教育活動企画・評価部門
- (3) 教育力向上開発部門

(プロジェクト)

第4条 センターの各部門に、必要に応じてプロジェクトを置くことができる。

(業務)

第5条 センターは、目的を達するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学共通教育科目の研究、企画立案、実施支援に関すること。
- (2) 教育活動の点検評価のための教育評価、授業評価方法の研究・開発に関すること。
- (3) 学務情報システムによる教育に係るデータの収集・分析・蓄積に関すること。
- (4) 教育の質を確保できる学士課程教育カリキュラムの研究・支援に関すること。
- (5) 教員の教育力向上のための教授方法の開発及び授業支援に関すること。

(各学部等との連携)

第14条 センターは、任務を遂行するため、各学部及び関係する委員会と密接な連携を図る。

(出典: 山梨大学大学教育研究開発センター規程)

## 資料 2-1-②-5 山梨大学大学教育委員会規程(抜粋)

○山梨大学大学教育委員会規程

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学教育の基本方針に関する事項
- (2) 大学教育に係る中期目標・中期計画に関する事項
- (3) 大学教育の点検・評価に関する事項
- (4) 教養教育・専門教育の連携、在り方に関する事項
- (5) その他大学教育に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事(教学担当)
- (2) 各学部長
- (3) 各学部の教務に関する委員会の委員長及び副委員長
- (4) 全学共通教育科目委員会の委員長及び副委員長

- (5) 全学教育FD委員会の委員長及び副委員長
- (6) 大学教育研究開発センター専任教員 1 人
- (7) 教学支援部長
- (8) その他委員会が必要と認めた者

(出典：山梨大学大学教育委員会規程)

別添資料 2-1-②-I 平成 25 年度全学共通教育科目運営組織

【分析結果とその根拠理由】

全学共通教育科目の適正かつ円滑な運営及び教養教育の改善を検討するための組織として、全学共通教育科目委員会を置き、各学部と連携した体制を整備し、委員会の下には、部会を配置し、関連する分野の授業科目の設定、時間割編成、シラバスの作成、ガイダンスの実施等行っている。また、大学教育研究開発センターでは、全学共通教育科目委員会と連携し、教育活動の点検評価、教育に係るデータ収集と分析、教育力向上のための授業方法の開発を行なうなど全学共通教育科目の円滑な実施を支援している。

以上のことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

**観点 2-1-③：** 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

大学院については、山梨大学大学院学則において教育研究上の目的を定めており、この目的を達成するため、1 研究科 1 教育部 20 専攻を置くとともに（資料 2-1-③-1）、研究科、教育部、専攻の目的等を定め、教育研究活動を行っている（前掲資料 1-1-②-2）。

資料 2-1-③-1 山梨大学大学院学則(抜粋)

- 山梨大学大学院学則
- (研究科、教育部)
- 第 2 条大学院に次の研究科、教育部、課程及び専攻を置く。
- 教育学研究科
  - 修士課程
    - 教育支援科学専攻
    - 教科教育専攻
  - 教職大学院の課程
    - 教育実践創成専攻
- 医学工学総合教育部
  - 博士課程
    - 4 年博士課程
      - 先進医療科学専攻
      - 生体制御学専攻
    - 3 年博士課程
      - ヒューマンヘルスケア学専攻
      - 人間環境医工学専攻
      - 機能材料システム工学専攻
      - 情報機能システム工学専攻
      - 環境社会創生工学専攻
  - 修士課程
    - 医科学専攻
    - 看護学専攻
    - 機械システム工学専攻
    - 電気電子システム工学専攻
    - コンピュータ・メディア工学専攻
    - 土木環境工学専攻
    - 応用化学専攻
    - 生命工学専攻

持続社会形成専攻  
人間システム工学専攻

(出典:山梨大学大学院学則)

### 【分析結果とその根拠理由】

学則において学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命として定め、それぞれの研究科、教育部、専攻においては、「理念・目的」、「教育目標」を定め、専攻を設置し、教育研究を行っていることから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

**観点 2-1-④： 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

### 【観点到に係る状況】

本学では、国立大学法人山梨大学基本規則第 34 条に基づき(資料 2-1-④-1)、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力であると認められた者に対して、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的として特別支援教育特別専攻科を設置している(資料 2-1-④-2)。

特別支援教育特別専攻科の募集人員は、A コース(特別支援学校教諭一種免許状取得コース)25 名、B コース(特別支援学校教諭専修免許状取得コース)5 名としている。特別支援教育特別専攻科には、障害児心理学、教育心理学、障害児教育 3 分野の教授 3 名、准教授 2 名を配置し、適正に運営している。

資料 2-1-④-1 国立大学法人山梨大学基本規則(抜粋)

○国立大学法人山梨大学基本規則

(専攻科)

第 34 条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 特別支援教育特別専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(出典:国立大学法人山梨大学基本規則)

資料 2-1-④-2 山梨大学専攻科規則(抜粋)

○山梨大学専攻科規則

(目的)

第 2 条 専攻科は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力であると認められた者に対して、精深な程度において特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(組織及び収容定員)

第 3 条 専攻科に障害児教育専攻を置く。同専攻のコース及び収容定員は、次のとおりとする。

A コース(特別支援学校教諭一種免許状取得コース) 25 人

B コース(特別支援学校教諭専修免許状取得コース) 5 人

2 専攻科の基礎となり、その運営にあたる学部は、教育人間科学部(以下「学部」という。)とする。

第 6 条の 2 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 専攻科において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

障害児教育専攻 A コース特別支援学校教諭一種免許状

障害児教育専攻 B コース特別支援学校教諭専修免許状

特別支援教育特別専攻科 URL: [http://www.edu.yamanashi.ac.jp/modules/gakubu/index.php?content\\_id=16](http://www.edu.yamanashi.ac.jp/modules/gakubu/index.php?content_id=16)

(出典:山梨大学専攻科規則)

### 【分析結果とその根拠理由】

特別支援教育特別専攻科は、すでに幼・小・中・高校の教員普通免許(一種)所持者を対象として、一年間で障害児教育を担当しうる教員として養成することを主眼とする独立した教育の場として設置している。A コースでは、幼・小・中・高校の教員普通免許所持者が特別支援学校教員一種免許状を取得、B コースでは、特別支援学校教員一種免許状対象に、一年間で特別支援学校教員専修免許状を取得できるなど、本学の専攻科の構成が教育

研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

**観点 2-1-⑤： 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

**【観点に係る状況】**

本学は、教育研究等の目的を達成するため、附属施設等を設置している(資料2-1-⑤-1)。これらの施設はそれぞれの設置目的に従って、教育研究活動に必要な施設設備やフィールドの提供、学生、教職員等に対する各種の教育研究上のサービスの提供など、教育研究活動を推進するために活動している。

大学院課程においては、平成23年度文部科学省博士教育リーディングプログラムに採択された「グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム」、GCOEプログラムから継続している「国際流域環境科学特別教育プログラム」など特色ある教育プログラムを学内共同教育研究施設等の教員が担っており、このほか、学士課程・大学院課程において授業など担当している(資料2-1-⑤-2)。

教育人間科学部附属4校園(幼・小・中・特別支援)においては、教員養成、教員免許状取得に必要な教育実習等、医学部附属病院においては、医師、看護師等の医療人養成のための臨床・臨地実習等、工学部附属ものづくり教育実践センターでは、機械工作実習などものづくり教育等、生命環境学部附属農場においては農業実習などの農学教育等を行うため、施設提供や教育・技術支援等の教育活動を担っている。

なお、学内共同教育研究施設である大学教育研究開発センター、留学生センターは、平成26年4月、グローバル人材育成と大学教育の国際化を推進する組織として、専任教員を配した大学教育センター、教養教育センター、国際交流センター並びにこれら3センターを総括する教育国際化推進機構へと発展的改組を行った。

資料2-1-⑤-1 各附属施設・センター等の概要・目的

附属施設等名称	附属施設等の目的
附属図書館 (大学附属施設)	図書館は、図書、学術雑誌その他必要な資料を収集、整理、保存、及び提供し、併せて学術情報システム提供の場として機能することにより、山梨大学における教育及び研究を支援するとともに、地域社会の知的情報基盤としての役割を果たすことを目的とする。
URL: <a href="http://lib.yamanashi.ac.jp/">http://lib.yamanashi.ac.jp/</a>	
クリーンエネルギー研究センター (学内共同教育研究施設)	エネルギー資源の有効利用、地球環境の保全に貢献するクリーンエネルギー変換技術に関する先端的研究を行うとともに、当該研究について学内外の諸機関との共同研究を行い、もって山梨大学における教育研究の発展に資することを目的とする。
URL: <a href="http://www.clean.yamanashi.ac.jp/">http://www.clean.yamanashi.ac.jp/</a>	
燃料電池ナノ材料研究センター (学内共同教育研究施設)	エネルギー資源の有効利用、地球環境の保全に貢献する水素・燃料電池に関する先端的研究を学内外の諸機関と連携して推進する拠点となり、その科学・技術の確立を目指すとともに、山梨大学における教育研究の発展に資することを目的とする。
URL: <a href="http://fc-nano.yamanashi.ac.jp/">http://fc-nano.yamanashi.ac.jp/</a>	
機器分析センター (学内共同教育研究施設)	各種研究機器を集中管理し、山梨大学における教育研究の共同利用に供するとともに、機器による計測技術及び解析方法の研究開発等を行い、もって教育研究の進展に資することを目的とする。
URL: <a href="http://www.clab.yamanashi.ac.jp/">http://www.clab.yamanashi.ac.jp/</a>	
総合分析実験センター (学内共同教育研究施設)	山梨大学における教育研究に必要な施設設備の総合的な管理及び教育研究の支援を行い、本学における教育研究の進展に資することを目的とする。
URL: <a href="http://www.med.yamanashi.ac.jp/~cmr/">http://www.med.yamanashi.ac.jp/~cmr/</a>	
留学生センター (学内共同教育研究施設)	山梨大学における外国人留学生及び海外留学を希望する学生に対し、必要な教育及び指導助言等を行い、もって本学における外国人留学生等に関わる交流及び地域社会との交流の推進に寄与することを目的とする。 ※H26.4.1 国際交流センターに改組
旧 URL: <a href="http://www.isc.yamanashi.ac.jp/">http://www.isc.yamanashi.ac.jp/</a> 教育国際化推進機構 URL: <a href="http://www.yamanashi.ac.jp/modules/institution/index.php?content_id=57">http://www.yamanashi.ac.jp/modules/institution/index.php?content_id=57</a>	
大学教育研究開発センター (学内共同教育研究施設)	山梨大学における大学教育の質を確保し、教員の教育力の向上を図るため、大学教育に関する研究・開発を行うとともに、教養教育の実施を支援することを目的とする。 ※H26.4.1 大学教育センター、教養教育センターに改組

旧 URL: <a href="http://www.rdc.yamanashi.ac.jp/">http://www.rdc.yamanashi.ac.jp/</a> 教育国際化推進機構 URL: <a href="http://www.yamanashi.ac.jp/modules/institution/index.php?content_id=57">http://www.yamanashi.ac.jp/modules/institution/index.php?content_id=57</a>	
キャリアセンター (学内共同教育研究施設)	山梨大学の学生の進路全体を捉えた支援方策の策定及び進路情報提供を全学的立場から総合的に行い、もって本学学生の進路決定を円滑に推進し、社会貢献の出来る学生を送り出すことを目的とする。
URL: <a href="http://www.career.yamanashi.ac.jp/">http://www.career.yamanashi.ac.jp/</a>	
保健管理センター (学内共同教育研究施設)	山梨大学の保健に関する専門的業務を一体的に行い、学生及び職員の心身の健康の保持増進を図ることを目的とする。
URL: <a href="http://health.yamanashi.ac.jp/">http://health.yamanashi.ac.jp/</a>	
教育人間科学部附属教育実践総合センター	教育実践の総合的・中核的な研究・教育施設として、教育関連諸機関と連携し、本学における教員養成・現職教員研修等の教師教育の質的向上に寄与することを目的とする。
URL: <a href="http://www.cer.yamanashi.ac.jp/">http://www.cer.yamanashi.ac.jp/</a>	
教育人間科学部附属 4 校園	教育基本法、学校教育法により、幼稚園、小学校、中学校及び特別支援学校の教育を行うとともに、大学設置基準第 39 条の教員養成に関する学部置くものとする附属学校として、教育の理論及び実践に関する研究と実証を行い、かつ学部学生等の教育実習を行う。
<b>附属学校園 HP</b> ( <a href="http://www.edu.yamanashi.ac.jp/modules/fuzokugakkoen/">http://www.edu.yamanashi.ac.jp/modules/fuzokugakkoen/</a> ) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 附属幼稚園 (URL: <a href="http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~kirinome/">http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~kirinome/</a>)</li> <li>・ 附属小学校 (URL: <a href="http://www.agr.yamanashi.ac.jp/">http://www.agr.yamanashi.ac.jp/</a>)</li> <li>・ 附属中学校 (URL: <a href="http://www.wgr.yamanashi.ac.jp/">http://www.wgr.yamanashi.ac.jp/</a>)</li> <li>・ 附属特別支援学校 (URL: <a href="http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~fuyok/">http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~fuyok/</a>)</li> </ul>	
医学部附属病院	診療を通じて医学の教育及び研究に資することを目的とする。県内唯一の特定機能病院として、地域の中核的医療及び高度医療を担う医療機関であり、また、大学設置基準第 39 条の医学又は歯学に関する学部置くものとする附属病院として、診療を通じて教育・研究を行う中で、患者さんの人権を尊重する医療人を養成する。
URL: <a href="http://www.hosp.yamanashi.ac.jp/index.html">http://www.hosp.yamanashi.ac.jp/index.html</a>	
工学部附属ものづくり教育実践センター	工学部及び大学院医学工学総合研究部・教育部におけるものづくり教育に関する研究及び実践並びに支援を行うことを目的とする。大学設置基準第 39 条第 2 項の工学部に関する学部原則置くこととする実験・実習工場である。
URL: <a href="http://www.cct.yamanashi.ac.jp/">http://www.cct.yamanashi.ac.jp/</a>	
生命環境学部附属(小曲)農場	生命工学、食物科学及び環境科学に関連する教育研究を行うとともに、地域社会に貢献することを目的とする。大学設置基準第 39 条の農学に関する学部置くものとする附属農場である。
URL: <a href="http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~vkobayashi/hp/index.html">http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~vkobayashi/hp/index.html</a> (生命環境学部 HP: <a href="http://www.les.yamanashi.ac.jp/">http://www.les.yamanashi.ac.jp/</a> )	
生命環境学部附属ライフサイエンス実験施設	実験動物の飼育管理、動物実験、実験用動物の開発、遺伝子工学実験、細胞培養実験等のライフサイエンスに関する総合的な教育研究を行うことを目的とする。
URL: <a href="http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~twakayama/LSHP/index.html">http://www.ccn.yamanashi.ac.jp/~twakayama/LSHP/index.html</a> (生命環境学部 HP: <a href="http://www.les.yamanashi.ac.jp/">http://www.les.yamanashi.ac.jp/</a> )	
ワイン科学研究センター (医学工学総合研究部附属施設)	センターにおいては、主として果実とワインの科学に関連する研究及び試験を行うことを目的とする。
URL: <a href="http://www.wine.yamanashi.ac.jp/index.html">http://www.wine.yamanashi.ac.jp/index.html</a>	
クリスタル科学研究センター (医学工学総合研究部附属施設)	センターにおいては、未来社会に資する結晶性材料の総合的な開発研究を行うことを目的とする。
URL: <a href="http://www.inorg.yamanashi.ac.jp/">http://www.inorg.yamanashi.ac.jp/</a>	
国際流域環境研究センター (医学工学総合研究部附属施設)	センターにおいては、流域環境に関する研究・教育を推進し、国際連携の下に国際的人づくり、ネットワークづくりの拠点となり、「地域連携・医工融合による先端的・国際的教育プログラム」を研究面で支えることを目的とする。
URL: <a href="http://www.icre.yamanashi.ac.jp/">http://www.icre.yamanashi.ac.jp/</a>	
出生コホート研究センター (医学工学総合研究部附属施設)	センターは、「子どもの健康と環境に関する全国調査」(以下「エコチル調査」という。)を推進し、調査対象地区の地方公共団体及び協力医療機関と連携体制を構築し、参加者のリクルートやフォローアップを確実かつ円滑に実施することを目的とする。
URL: <a href="http://www.med.yamanashi.ac.jp/medicine/birthcohort/">http://www.med.yamanashi.ac.jp/medicine/birthcohort/</a>	
総合情報戦略機構	高度情報通信ネットワーク社会の進展に対応し、基盤となる情報システムの企画・立案、整備及びサービスの提供をするとともに、その円滑な管理・運用を図り、教育・研究及び事務処理等に資するほか、大学の情報管理及び戦略の企画、立案に係わる専門的業務を行うことを目的とする。
URL: <a href="http://so.jo.yamanashi.ac.jp/">http://so.jo.yamanashi.ac.jp/</a>	

資料2-1-⑤-2 平成25年度各附属施設・センター等の教員による授業担当状況

附属施設名	クリーンエネルギー研究センター	燃料電池ナノ材料研究センター	機器分析センター	総合分析実験センター	留学生センター	大学教育研究開発センター	キャリアセンター	保健管理センター	教育実践総合センター	ものづくり教育実践センター	ワイン科学研究センター	クリスタル科学研究センター	国際流域環境研究センター
専任教員数	8	15	1	4	5	6	1	3	1	1	(8)	10	7
全学共通教育科目	1				17	31	4	1	2				1
学部専門科目	17		1	7	19	1		1	3	4	8	12	15
修士課程	31	9	1	2	7				3	1	8	13	13
博士課程	8	6		18	2							3	2
計	57	15	2	27	45	32	4	2	8	5	16	28	31

※( )は、兼任教員。特任教員含む。

(出典:教務課提供資料から企画部企画課にて作成)

【分析結果とその根拠理由】

附属施設、センターは、それぞれの目的に沿って活動するとともに、本学の教育研究組織の一部として教育活動等において重要な役割を担っている。

以上のことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-2-①: 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

学長、理事、学部長、研究部長、教育部長をはじめとする評議員で構成する教育研究評議会を毎月1回開催し、中期目標、中期計画、年度計画に関する事項、学則等の教育研究に係る重要な規則の制定・改廃に関する事項、教員人事に関する事項、教育課程の編成に関する方針に係る事項など大学全体の教育研究に係る重要事項を審議している(資料2-2-①-1)。さらに、教学担当理事、各学部長、各学部の教務委員長及び副委員長、全学共通科目委員会委員長及び副委員長、全学FD委員会の委員長及び副委員長、大学教育研究開発センター専任教員で構成する大学教育委員会を設けて(前掲資料2-1-②-5)、学士課程をはじめとする大学教育の基本方針、中期目標・中期計画の実施に関することなどの重要事項を審議している。

各学部、教育学研究科、医学工学総合研究部、医学工学総合教育部では、山梨大学基本規則に基づき、教授会及び研究科委員会を設置し運営している(資料2-2-①-2、別添資料2-2-①-I)。医学工学総合研究部、教育部は、教育組織が大きい代議委員会を設置して審議事項を付託している(別添資料2-2-①-II)。これらの教授会、代議委員会等においては、原則毎月1回開催し、各学部教授会規程等の定める教育活動に関わる重要事項を審議している。

各学部等における教育課程や教育内容等を検討する教務委員会等は、原則月1回開催し、教育課程の立案・実施・点検・評価等の事項について審議し、教授会、代議委員会等へ報告している(資料2-2-①-3、別添資料2-2-①-III)。

## 資料 2-2-①-1 国立大学法人山梨大学教育研究評議会規程(抜粋)

○国立大学法人山梨大学教育研究評議会規程

(組織)

第2条 教育研究評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学長が指名する理事
- (3) 教育研究評議会が定める者
  - 教育人間科学部長
  - 医学工学総合研究部長
  - 医学工学総合教育部長
  - 生命環境学部長
  - 附属図書館長
  - 医学部附属病院長
  - センター長会議議長
- (4) 教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員
  - 学部選出評議員各2人
  - 教学支援部長

(審議事項等)

第4条 教育研究評議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項(経営に関するものを除く。)
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項(経営に関するものを除く。)
- (3) 学則(経営に関する部分を除く。)その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他教育研究に関する重要事項

(出典：国立大学法人山梨大学教育研究評議会規程)

## 資料 2-2-①-2 国立大学法人山梨大学基本規則(抜粋)

○国立大学法人山梨大学基本規則

第3節 教授会等

(教授会)

第43条 学部、教育学研究科、医学工学総合研究部及び医学工学総合教育部に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第44条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は別に定める。

(出典：国立大学法人山梨大学基本規則)

## 資料 2-2-①-3 各学部等における教育課程や教育方法等を検討する委員会等

学部等	委員会等名
教育人間科学部	教務委員会
医学部	教育委員会
工学部	工学系学域教育委員会
生命環境学部	教学委員会
教育学研究科	教務委員会
医学工学総合教育部修士課程(医学領域)	医学工学総合教育部修士課程医学領域委員会
医学工学総合教育部修士課程(看護学科)	医学工学総合教育部修士課程看護学領域委員会
医学工学総合教育部修士課程(工学領域)	医学工学総合教育部修士課程工学領域委員会
医学工学総合教育部博士課程(医学領域)	医学工学総合教育部博士課程医学領域委員会
医学工学総合教育部博士課程(工学領域)	医学工学総合教育部博士課程工学領域委員会
医学工学総合教育部博士課程(医学工学融合領域)	医学工学総合教育部博士課程医学工学融合領域委員会

別添資料 2-2-①-I 各学部・大学院等教授会規程及び教育学研究科委員会規程(抜粋)

別添資料 2-2-①-II 医学工学総合研究部代議員会規程及び医学工学総合教育部代議員会規程(抜粋)

別添資料 2-2-①-III 「各学部教務委員会等審議題一覧」

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育活動における重要事項は、教育研究評議会で審議している。学部、研究科、教育部等における教育研究活動に関わる事項は、各学部の教授会、研究科委員会、医学工学総合教育部修士課程・博士課程の各代議委員会等において審議している。また、教務委員会、教育委員会、各領域委員会等を設置し、教育課程や教育方法等を検討し、必要な教育活動が行われている。

以上のことから、教授会等、教育課程や教育内容等を検討する組織が適切に構成されており、必要な活動が行われていると判断する。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

・教養教育は、全教員協力体制のもと、学長、理事を含む全学の教員が授業を行っている。また、大学教育研究開発センターと連携し、教養教育に係るデータ分析、教員の教育力向上に努めるなど教養教育の向上に取り組んでいる。

・附属施設、センター等においては、設置目的に従って、教育研究活動に必要な施設設備やフィールドの提供、学生、教職員等に対する各種の教育研究上のサービスの提供など、教育研究活動を推進するとともに、文部科学省博士教育リーディングプログラム等の特色ある教育プログラム等に基づく人材育成に取り組んでいる。

【改善を要する点】

該当なし